

GLTD制度

親介護一時金支払特約

親が所定の要介護状態になったとき、一時金を受け取れる特約です。GLTD制度にご加入した場合セットできる特約です。



GLTD制度のご案内

当社には、病気やケガで働けなくなった場合、休暇・休職の諸制度や傷病見舞金等の支援があります。これらに加え、病気やケガが原因で働けなくなった場合に、安心して治療に専念できる環境を整える一助として、最長で60才まで収入の補償が得られる「GLTD制度」を2018年に導入しました。

収入に連動した補償が受けられる「GLTD制度」と、親が所定の要介護状態になった場合に一時金を受け取れる「親介護一時金支払特約」を取り入れたことで、一人ひとりのライフステージに適したプランを選択できます。

制度内容をご確認いただき、ご自身と大切なご家族の生活を守るため、ご検討ください。

人事部長 山本 昌紀

！ 病気やケガは突然やってきます！



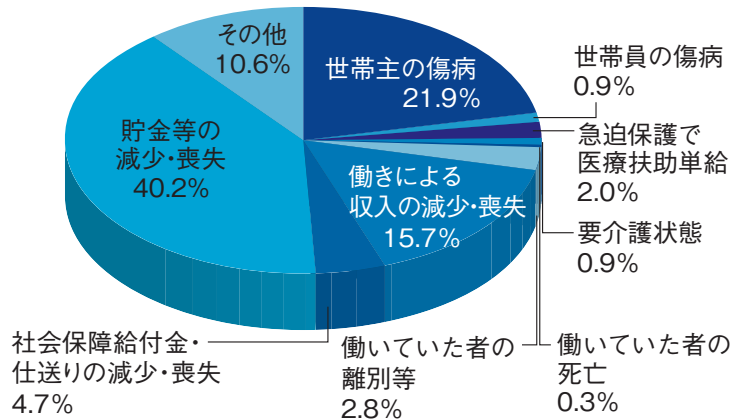
世帯主の傷病が長期化すると、いままでの生活が維持できなくなります！



病気やケガにより長期間働くことができなくなった場合、最長で60才まで収入を補償します。安心して業務に励んでいただくために、GLTD制度がみなさまをサポートします。

世帯主の死亡と比較して、世帯主の傷病が生活保護の原因！

日本における生活保護の開始理由を示しています。世帯主が死亡した場合と比較して、世帯主の傷病による生活苦がいかに多いかがわかります。たとえば住宅ローンを考えてみたときに、死亡した場合には団体信用生命保険が支払われ住宅ローンは完済されます。そのほかにも会社からの弔慰金等、個人で加入している生命保険等が支払われ金銭的な面では遺族の生活は安定する傾向があります。しかし長期間就業ができなくなった場合には、給与・ボーナスがなくなり収入が減少する中で、通常的生活費に加えて長期の療養費用など出費がかさみます。このように死亡の場合と比較して、長期間の就業障害状態の場合の保障制度が充分ではないため、生活保護が必要な状態を引き起こしています。



GLTD制度は、これまでの保険制度では十分に補償されなかった、病気やケガで長期間仕事ができない期間の収入の補償を行う制度です。

出典：「政府統計の総合窓口 令和元年 被保護者調査」
(厚生労働省)より作成

「GLTD制度」の特長

1 保険金は非課税

保険金は非課税です。所得税および住民税の対象となりません。

2 最長で60才まで補償

病気やケガによる就業障害で、連続して休みはじめた日から免責期間を超えても、仕事ができない状態が続いている場合に、補償を行います。傷病が回復し職場に復帰できるようになるまでの期間、**最長で60才まで収入を補償**します。

3 復職後の保険金の受取り

復職後も障害が残って以前と同じように仕事ができない、また治療を継続しながら職場に復帰しているなど、就業障害発生前に比べ**収入が20%超減少している場合**に、保険金は**その減少割合に応じて継続して**(最長で60才まで)**支払われます**。

4 退職後の保険金の受取り

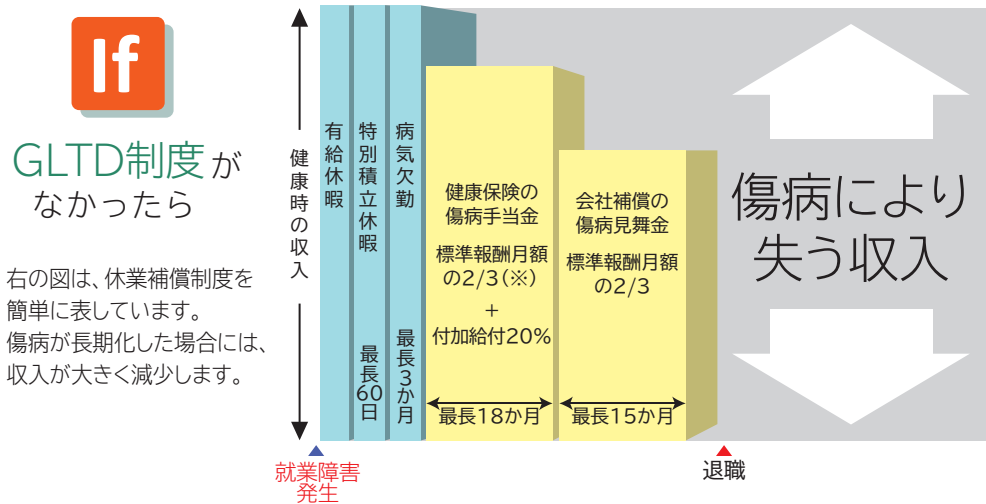
傷病が原因でやむを得ず**会社を退職する場合でも**、保険金のお支払い条件が満たされるかぎり**継続して保険金をお支払い**します。

5 独自の福利厚生制度

団体割引が適用されるため、割安な保険料でご加入いただけます。

GLTD制度 傷病による長期療養時の収入補償制度

※GLTD制度：英語のGroup Long Term Disabilityの頭文字をとったもので長期間仕事ができない状態という意味です。



休業補償制度の流れ

- ① 傷病により会社を休職する場合、有給休暇と特別積立休暇と病気欠勤を消化
- ② 健康保険から傷病手当金+付加給付を最長で18か月間給付
- ③ 会社補償として傷病見舞金を最長で15か月給付

(注) 有給休暇・特別積立休暇・病気欠勤・会社補償の傷病見舞金等の休業制度は、所属している会社の各規程、各自の職制・勤続年数等により変わります。

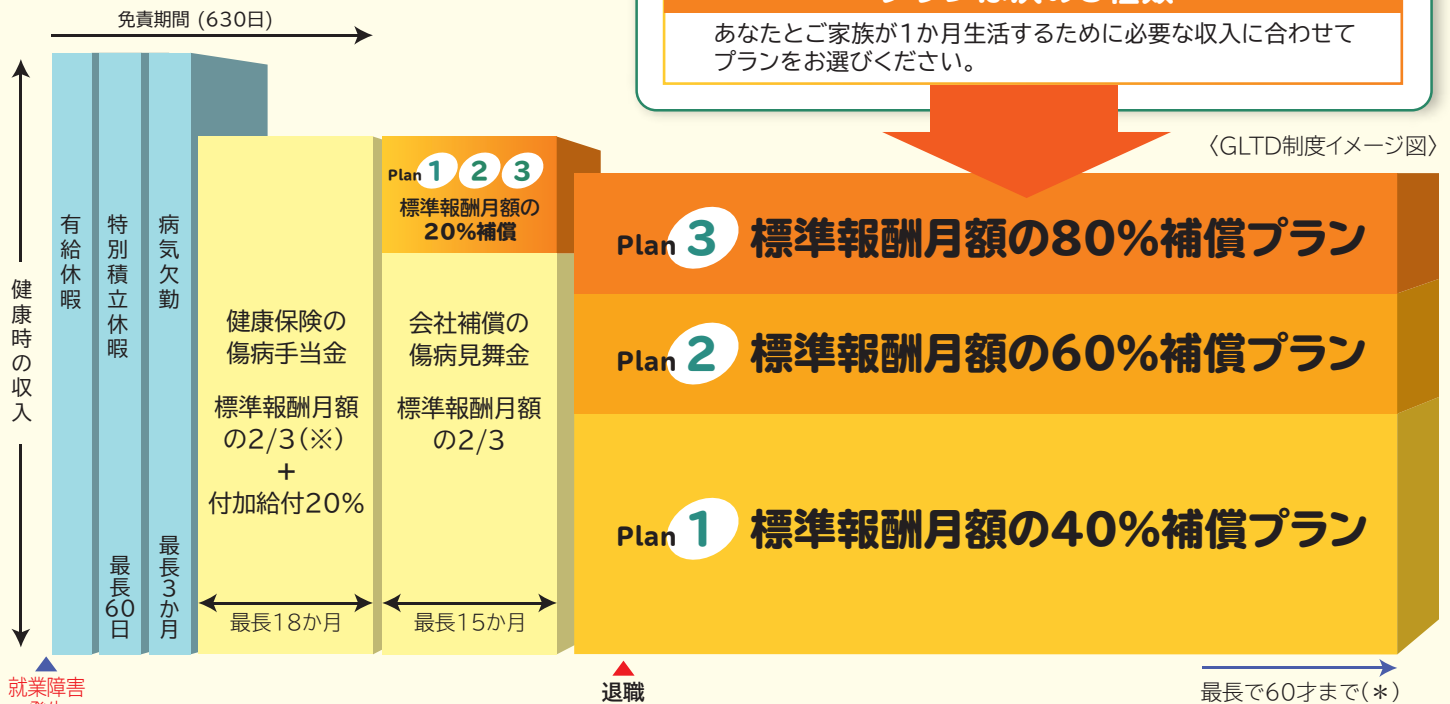
GLTD制度に加入されるとこう変わります！

傷病により休職が長期化し、免責期間を超えてもまだ仕事に復帰できない状態の場合に、保険金が支払われます。Plan3に加入されると最大で**標準報酬月額80%が最長60才まで**補償されます。

プランは次の3種類

あなたとご家族が1か月生活するために必要な収入に合わせてプランをお選びください。

〈GLTD制度イメージ図〉



(注) 有給休暇・特別積立休暇・病気欠勤・会社補償の傷病見舞金等の休業制度は、所属している会社の各規程、各自の職制・勤続年数等により変わります。

*てん補期間は60才に達した日(※)の属する月末までとなります。ただし、免責期間の終了日の翌日からてん補期間満了日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間は3年となります。(※) 60才に達した日とは、60才の誕生日の前日をいいます。

- 「精神障害補償特約」「妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみ)」 「天災危険補償特約」をセットしています。
- 精神障害による就業障害の場合、てん補期間は最長2年間となります。

● 健康保険の傷病手当金等公的給付(※)を受給している場合保険金は調整して支払われます。

※公的給付とは障害によって「健康保険」「政府労災保険」「厚生年金」等から給付されるものです。

※健康保険傷病手当金の実際の支給額は、休業1日につき「直近の継続した12か月の標準報酬月額平均÷30×2/3」となります。

● 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

お申込みについて

●お申込みにあたって

WEB(PC・スマートフォン)によるパンフレット・保険料等の確認、加入・変更等のお手続きとなります。

※パンフレット・加入申込票などの紙によるご案内資料は配布いたしません。

※未加入者の方で、1月に検討希望をお申出されなかった方はログイン(お手続き)できません。

・既にご加入されている方がお手続きされない場合、ご契約は自動的に継続されます。ただし、お申出内容に変更がなく、自動継続される場合も保険料は変更になる場合がありますので、ログインいただきWEBで新保険料をご確認ください。

●2022年8月1日以降のご加入者の方へ ～『加入者証』のダウンロード～

・「加入者証」は、WEBでのご提供となります。

・ご加入内容・保険料を記載した「加入者証」を各自でダウンロードいただき、お申込み内容をご確認のうえ、印刷・データ保存をお願いします。

・開示時期：8月下旬～2か月間 ※早めに初回ログインをいただくようお願いします。

※詳細は『The Signの全社お知らせ』に掲載予定です。

●お申込み期間 2022年5月6日(金)～2022年5月20日(金) ※左記期間以外はログインできません。

お申込み
締切日

2022年5月20日(金)

- 保険料 ○WEBに掲載されている保険料は、団体割引20%(被保険者数1,000名以上5,000名未満)適用でご加入いただいた場合の保険料です。なお、募集後のご加入実績(加入率、被保険者数、保険金額)により保険料が変更となる場合があります。
※保険期間1年の契約で、原則として加入資格を満たすかぎり、継続して加入いただける自動継続契約です。次年度以降、契約内容に変更・脱退のお申出がないかぎり、ご契約は自動的に継続されます。また、継続後の保険料は継続日時点の被保険者の年齢・保険料率・標準報酬月額等により、変更となる場合がございます。
- 加入資格 ○住友ファーマグループの従業員のうち2022年8月1日時点の満年齢が59才以下の告知日時点で正常に勤務されている方。親介護一時金支払特約は従業員およびその配偶者の親で2022年8月1日時点の満年齢40才～84才(継続は89才)までの方。
- 保険期間 (ご契約期間) ○2022年8月1日午後4時から1年間
- 保険料引落日 ○保険料は毎月の給与から控除します。第1回目の保険料引落しは2022年8月の給与からです。
- 税金の取扱い ○保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除として、他の介護医療保険料控除の対象契約の保険料と合算し、所得税の場合最高4万円が、住民税の場合最高2万8千円が、所得金額から控除されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
◎保険料控除の取扱い/2022年3月現在
(ご注意) ●保険金請求事故が多発した場合などについてご継続を中止させていただくことがあります。
●健康状態告知書質問事項の回答内容やWEB画面入力事項(年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受け条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
●他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項としてWEB画面に入力していただきます。正しく入力していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

お
問
合
わ
せ
先

GLTD制度についてのお問合わせ、お申込み方法などアフィニティ・コンタクトセンターまでお気軽にお問合わせください。

0120-257-522

●携帯電話からもご利用いただけます。 ●受付時間▶9:00～17:00(祝日を除く月～金)

保険商品正式名称 ○「団体長期障害所得補償保険」 Group Long Term Disability(GLTD)

引受保険会社 ○ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(幹事会社:分担割合95%)

日本生命保険相互会社(非幹事会社:分担割合5%)

取扱代理店 ○ ジャパン・アフィニティ・マーケティング株式会社

〒530-0001 大阪市北区梅田2丁目2番22号 ハービスENT オフィスタワー 24階 担当/坂野・橋本

この保険契約は2社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務または事務を行っています。

この保険は住友ファーマ株式会社を保険契約者とし、住友ファーマグループの従業員を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。このパンフレットは団体長期障害所得補償保険の概要を説明しています。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。団体長期障害所得補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(住友ファーマ株式会社)に交付されます。